

## 大阪市立田中保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当保育所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

## 1 施設設置主体・運営主体

## (設置主体)

名 称	大阪市（こども青少年局幼保施策部保育所運営課）
所 在 地	大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル4階
電 話 番 号	06-6684-9146
代表者氏名	市長 横山 英幸

## (運営主体)

名 称	社会福祉法人 淳風会
所 在 地	大阪市港区波除5丁目4番7号
電 話 番 号	06-6585-3391
代表者氏名	理事長 西村 栄一郎

※大阪市立田中保育所については、大阪市が設置し、社会福祉法人淳風会に運営を委託しています。

## 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	大阪市立 田中保育所
施 設 の 所 在 地	大阪市港区田中1丁目11番1号
連 絡 先	電話番号：06-6574-2369 F A X：06-6574-2369
施 設 長	所長 丸山 陽子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 6人 1歳児 12人 2歳児 21人 3歳児 27人 4歳児 27人 5歳児 27人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 59人 満1歳以上満3歳未満の児童 30人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	昭和49年7月1日
事 業 所 番 号	2710051000166

### 3 施設の目的・運営方針

田中保育所（以下「当所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当所」は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当所」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当所」は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

### 4 当所における施設・設備等の概要

#### (1) 施設

敷地		793.94㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造・5階建のうち1階
	延べ面積	401.94㎡
園庭		地上園庭 392.0㎡

#### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	5室	さくらんぼ組・いちご組(満0・1歳児クラス)、みかん組(満2歳児クラス)、れもん組(満3歳児クラス)、りんご組(満4歳児クラス)、ぶどう組(満5歳児クラス)について各1室
調理室	1室	

### 5 提供する保育等の内容

当所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供  
下記8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 障がい児保育  
地域社会の中で、障がいのあるこどもが仲間と共に育ちあうことを基本的な考え方として、障がい児保育を行っています。

(3) 地域交流活動

保育所の庭で遊んだりします。また、地域の施設との交流もあります。

(4) 子育て相談事業

子育ての悩みなどを電話で受け付けています。

**6 職員の職種、職員数及び職務の内容**

**令和6年1月1日現在**

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
所長	保育所運営をつかさどり、所属職員を監督	1人	1人		
主任保育士	所長を助け、命を受けて保育所運営業務の一部を補佐、児童の保育等をつかさどる	1人	1人		
保育士	児童の保育等をつかさどる	13人	7人	6人	
栄養士	児童の発達段階に応じ、献立を作成し、給食及びおやつを調理する。	1人	1人		
調理員（上記栄養士を含む）	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	3人	2人	1人	
嘱託医	年に2回の内科健診及び相談、年に1回の歯科健診及び相談	2人		2人	

当所では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
所長	正規の勤務時間帯（7:30～19:30）のうち、8時間
主任保育士	正規の勤務時間帯（7:30～19:30）のうち、8時間
保育士	正規の勤務時間帯（7:30～19:30）のうち、8時間
栄養士	正規の勤務時間帯（7:30～17:00）のうち、8時間
調理員	正規の勤務時間帯（7:30～17:00）のうち、8時間

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とはなる勤務時間帯となることがあります。

**7 保育を提供する日**

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休所となります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

### (1) 食事の提供方法

保育所において、調理を行います。

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時20分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

### (3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※食物アレルギー等による配慮食の提供については、医師の「生活管理指導表」が必要となります。

(4) 栄養士の配置状況（再掲）

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
児童の栄養指導及び管理	2人	2人		

## 10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料相当額の施設使用料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料相当額を施設使用料としてお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料相当額の施設使用料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 実費徴収に係る補足給付事業

大阪市にお住いの生活保護世帯等（利用者負担額表における第1階層）の児童の保護者に対して、(2)に係る費用のうち教材費、被服費等について月額2,500円を上限に申請により助成されます。

## 11 利用の開始に関する事項

区役所の利用調整に基づき当所に入所決定され支給認定を受けた児童の保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始いたします。

## 12 利用の終了に関する事項

当所は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 児童が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 13 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内科

医療機関の名称	大塚医院
医 院 長 名	大塚 欣敏
所 在 地	大阪市港区市岡 2-6-21
電 話 番 号	06-6571-0977

#### (2) 歯科

医療機関の名称	西崎歯科医院
医 院 長 名	西崎 誠
所 在 地	大阪市港区田中 1-13-19
電 話 番 号	06-6572-4985

### 14 緊急時の対応

入所されている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、別途提出いただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

### 15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有                      ・誘 導 灯 無 ・ガス漏れ報知機 有                      ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

### 16 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

### 17 要望・苦情等に関する相談窓口

当所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 伊集院 奈穂子 ・ご利用時間 9 時 00 分 ～ 17 時 45 分 ・電話番号 06-6574-2369 ・F A X 06-6574-2369 担当者が不在の場合は、当所職員までお申し出ください。
---------------	--

第三者委員	板谷 廣二	電話番号 06-6581-4824
		港区人権啓発推進協議会 会長
	福永 雅士	電話番号 06-6583-4000
		大阪市立波除小学校 校長
	眞田 瑞枝	電話番号 06-6583-1602
		波除地区民生委員長
	木村 仁美	電話番号 090-4286-1376
		西区千代崎連合振興町会副会長

## 18 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当所では、以下の保険に加入していただくこととなります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
保険金額	年額365円（市負担155円、保護者負担210円）

※詳しくは、別途配付する「独立行政法人日本スポーツ振興センター加入のご案内」を御確認ください。

## 19 児童の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0歳児	4人	4人	4人
1歳児	12人	12人	12人
2歳児	18人	18人	16人
3歳児	22人	21人	18人
4歳児	21人	21人	20人
5歳児	27人	20人	21人
合計	104人	96人	91人

## 20 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成25年度受審	概ね良好
	平成29年度受審	概ね良好
自己評価の実施状況	毎年度実施	非公開

## 21 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨 公表・公示案件はありません。

## 22 当所における警報発令、地震発生時等の対応について

<p>暴風警報等発令時</p>	<p>大阪市域に暴風警報または特別警報が発表された場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所開所時間までに発表された場合、原則として休所します。(ただし、警報が解除された時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が 10 時 30 分を超えた場合、給食の提供はできません)</li> <li>・ 保育所開所後に発表された場合、発令された時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</li> </ul>
<p>・ 大阪市が河川氾濫の「警戒レベル 3 (高齢者等避難)」以上発令 気象庁が発表する「警戒レベル 3 相当」は含まない。 ・ 高潮に関する大阪府市からの早めに避難の呼びかけがあった場合</p>	<p>・ 保育所開所時間までに発令された場合、避難区域に所在する保育所は休所します。(ただし、警報が解除された時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が 10 時 30 分を超えた場合、給食の提供はできません)</p> <p>・ 保育所開所後に発令された場合、発令された時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</p>
<p>地震発生時</p>	<p>大阪市内 24 区のうちのいずれか 1 区でも震度 5 弱以上を観測した場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所開所までに発生した場合、原則として休所します。(ただし、安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が 10 時 30 分を超えた場合、給食の提供はできません)</li> <li>・ 保育所開所後に発生した場合、発生した時点で休所します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</li> <li>・ 保育終了後に発生した場合、翌日は休所します。</li> </ul>
<p>津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発令</p>	<p>津波警報・大津波警報発表により避難指示発令があった場合、次の避難指示該当区に所在する保育所では、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所開所までに発令された場合、原則として休所</li> </ul>

	<p>します。(ただし、警報が解除された時点で安全に保育が行える状況であれば、保育を再開します。なお、再開時間が10時30分を超えた場合、給食の提供はできません)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所開所後に発令された場合、直ちに所定の避難ビルまたは3階以上の安全な場所へ避難して安全を確保しますので、可能な限り速やかなお迎えをお願いします。</li> </ul> <p><b>【避難指示該当区】</b>  北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区  港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区  城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区</p>
<b>JR 大阪環状線及び Osaka Metro 全線が 運休（計画運休を含む）</b>	<p>災害などを起因とする交通機関の運転取りやめや、新型コロナウイルス感染症の陽性が判明した場合等により保育所の運営ができない（十分な職員数を確保できない場合や停電している場合、また建物の被害状況などにより安全な保育に支障をきたす等）時は休所する場合があります。</p>

## 23 当所におけるその他の留意事項

喫煙	当所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	当所への自動車での通所は原則認められません。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費	3～5歳児の主食提供に係る実費負担	月額1,100円
副食費	3～5歳児の副食提供に係る実費負担	月額4,500円
用品代	帽子（全児・主に入所時）	1,070円
〃	氏名印（全児・主に入所時）	1文字70円
〃	ハサミ・のり（2～5歳児・主に入所時）	600円
教材費	ピアノカ吹き口・ひらがなワーク（5歳児）	500円
〃	クレパス・サインペン・粘土・粘土ケース（1～4歳児・主に入所時）	計1,650円
遠足代	所外保育に係る実費負担（交通費・入館料） 2歳児	年間500円程度
	所外保育に係る実費負担（交通費・入館料） 3歳児 年3回程度	年間1,000円程度
	所外保育に係る実費負担（交通費・入館料） 4歳児 年4回程度	年間1,500円程度
	所外保育に係る実費負担（交通費・入館料） 5歳児 年5回程度	年間2,000円程度
写真代	希望の写真を販売します	1枚80～100円
アルバム代	5歳児	年間3,500円程度
保険代	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険	年額210円

2 時間外保育に係る利用者負担

(1) 保育標準時間認定児童の利用分

	所得区分		1時間まで
月額制	市民税課税世帯		2,900円/月
	市民税 非課税世帯	その他世帯	1,000円/月
		ひとり親世帯等	0円/月
	生活保護世帯		
日額制	-		300円/日

※ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯と在宅障がい児(者)世帯

(2) 保育短時間認定児童の利用分

	1時間まで	2時間まで	2時間超
日額制	300円/日	600円/日	700円/日

なお、保育短時間認定児童にかかる利用時間は、保育短時間の開始前（8時まで）と、保育短時間の開始後（16時以降）の時間を通算して計算します。

※当所は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を発行します。

当所における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名：大阪市立田中保育所

説明者職名：所長 丸山 陽子

-  
私は、本書面に基づいて大阪市立田中保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名（自署）：

児童から見た続柄：

## 個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、修了に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転所する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

大阪市立田中保育所長 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名（自署）：

児童から見た続柄：